

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第二号

徳島県行政手続条例の一部を改正する条例

徳島県行政手続条例（平成七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五条第三項」を「第十五条第三項及び第四項」に、「同条第三項」を「同条第三項及び第四項」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」を「第十五条第三項及び第四項並びに」に、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の徳島県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例若しくは規則において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条例第十五条第四項中「規則」とあるのは、「人事委員会規則」と読み替えるものとする。